

ドローンプレイエリアにおける ドローン飛行に関するガイドライン

※ガイドラインで示す基準は基本的なものであり、状況に応じて別途条件を設ける場合があります。

※ガイドラインの内容は、必要に応じて随時、項目の追加や修正等を行います。

1. 飛行に関する条件やルールについて

- 航空法のほか、国土交通省航空局『無人航空機飛行マニュアル』『無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン』に定められた関係法令やルールを遵守すること。
- 航空法、『無人航空機飛行マニュアル』『無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン』の内容に抵触する恐れがある場合は、事前に施設管理者と協議し許可を得ること。
- 営利目的とする団体、企業及び、イベント開催、施設を貸し切りとする利用は許可しない。
- 撮影により、他の公園利用者及び市民のプライバシーを侵害しないこと。
- 複数の団体等が参加する講習会などの利用は許可しない。

2. ドローンの機体、性能について

- 原則として機体にはプロペラガードを装着すること。
- 原則としてセンサー等による衝突回避のための機能を有する機体を飛行させること。
（総重量が 200 g 未満の機体については除く）
- 飛行前には、機体に故障等がないか、バッテリー充電が十分か、搭載物の落下の恐れがないか等、必ず安全確認を行うこと。

3. 操縦者について

- アルコールを摂取した状態及び、薬物摂取、体調不良、その他正常な操縦が難しい状況で飛行させることを禁止する。

4. エリアに関する条件

- ドローンで飛行使用するエリアは、ミューズパークスポーツの森地内ドローンプレイエリアとする。
- ミューズパークの施設設備等との距離を十分確保し、エリア外へ飛行させないこと。
- やむを得ない場合を除き、操縦者、立会者を含めた施設利用者の頭上は飛行させないこと。

5. 事故等に関する条件

- ドローン飛行に起因する事故等に備えるため利用者は第三者賠償責任保険（対人・対物）に必ず加入していること。
- ドローンプレイエリア利用中及び、飛行中に発生した事故、火災、盗難、損壊等については、申請者及び操縦者が一切の責任を負い、秩父市及び施設管理者は一切の責任を負いません。
- 必要に応じて直ちに警察署、消防署その他必要施設へ通報をすること。
- プレイエリア内での盗難については、秩父市及び施設管理者は一切の責任を負いません。

6. 利用申請について

- 当日または事前に秩父市役所都市計画課窓口にて「利用許可申請書」と「誓約書」、「ドローンプレイエリア 使用者・使用機体」に記入すること。
- 重量 100g 以上の機体を使用する場合、登録記号の表示確認のため、機体の提示または表示が確認できる写真を提出すること。
- 予約キャンセルの場合はキャンセルが決まり次第、秩父市都市計画課へ連絡すること。